

令和5年11月30日

気象庁

「予報業務の許可等に関する審査基準及び処分基準」の一部改正及び「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」の新設に関する意見募集の結果について

国土交通省気象庁では、令和5年9月22日から令和5年10月21日までの間、「予報業務の許可等に関する審査基準及び処分基準」の一部改正及び「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」の新設に関するご意見の募集を行いました。

その結果、4件（件数は意見提出者数）のご意見をいただきました。いただいたご意見の概要及びそれに対する気象庁の考え方・対応を別紙のとおり公表します。

今回ご意見をお寄せいただきました方をはじめ、皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。今後とも、気象行政へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。